

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

三重国民年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

時期ははっきりとしないが、市から、私と私の弟の国民年金保険料が納付されていないという通知が送られてきたため、母親が市の出張所に出向き、私たち兄弟の国民年金加入手続とそれまでの未納期間の保険料納付を行った。その翌月からは集金により定期的に保険料を納付するようになったが、まとめて納付した期間の保険料が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、申立人の父親と共に、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の母親は、時期は明確でないながらも、申立人とその弟の国民年金保険料が未納である旨通知を受けたため、申立人及びその弟の国民年金加入手続と未納期間に係る保険料の遡及納付を同時に行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月にその弟と連番で払い出されていることから、申立人及びその弟の国民年金加入手続は同時に行われたことが確認できる上、その時点は第1回特例納付の実施期間内であることから、申立期間の保険料は全て特例納付及び過年度納付により遡及納付することが可能であり、申立期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の母親の供述も不自然ではなく、申立内容は基本的に信用できる。

このため、申立人は、第1回特例納付の実施を契機として国民年金に加入したものと考えられる上、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された翌月の同年7月に現年度納付されていることが確認でき、申立人の母親の供述と符合していることや、その後の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間について国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 52 年 2 月に厚生年金保険に加入後、51 年 4 月から 52 年 1 月までの 10 か月分の国民年金保険料が未納であったため、金融機関でまとめて納付した。51 年 3 月までの保険料は一期分ずつ納付しており、申立期間だけ抜かして納めることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金保険料領収証書から、申立人は、50 年 1 月に 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料を現年度保険料として遡及納付後、50 年 1 月から同年 9 月までの保険料を 3 か月ごとに一期ずつ納付していることが確認でき、この当時、定期的な保険料納付が行われていた状況がうかがわれる上、申立期間直前の同年 10 月から同年 12 月までの保険料についても、納付日は不明であるものの現年度納付されている。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料を同年 12 月 6 日に過年度納付しているが、その時点で申立期間についても過年度納付することが可能であった上、前述の納付状況や、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年12月は20万円、2年8月から同年9月までは24万円、3年9月は26万円、4年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月21日から平成5年8月8日まで
ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額と、私が保管している給与支給明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が異なっているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年12月、2年8月から同年9月まで、3年9月及び4年7月については、申立人から提出された給与支給明細書から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年12月は20万円、2年8月から同年9月までは24万円、3年9月は26万円、4年7月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 11 月まで、2 年 1 月から同年 7 月まで、同年 10 月から 3 年 8 月まで、同年 10 月から 4 年 6 月まで、同年 8 月から 5 年 7 月までの標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

三重厚生年金 事案 1441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③及び④について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年7月14日及び同年12月16日の標準賞与額を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から17年10月26日まで
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月14日
④ 平成16年12月16日
⑤ 平成17年7月22日

申立期間①について、標準報酬月額記録が報酬月額より低いと思うので調査してほしい。また、申立期間②から⑤までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業所が社会保険事務所（当時）に対し、当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険記録に反映されていない。申立期間について、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、申立人から提出された平成16年の預金通帳、同年の給与明細書及びB市から提出された同年分源泉徴収票により、申立人が主張するとおり、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については預金通帳、給与明細書及び源泉徴収票から、いずれも27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人から提出された預金通帳及び給与明細書から、申立人が主張しているとおりの報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間①の一部に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できる。

また、申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間①に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間①について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び⑤について、申立人から提出された預金通帳から、申立人が主張するとおりの、当該事業所から賞与の支払を受けていたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したものの、当時の資料が無いため不明としており、申立人の申立期間②及び⑤の賞与支払額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA事業所へ入社し、平成14年3月まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社の子会社であるC社より提出された「職員名簿及び勤務に関する記録」から、申立人はA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に照会したところ、「臨時雇用や見習社員という形態は、正社員前提で雇用しており、勤務記録からも分かるように、継続して勤務していたため、厚生年金保険料も毎月給与から控除していたものと考えてのが妥当である。」旨の回答があった。

さらに、申立期間において、D県内のA事業所を除く同業種の事業所に在籍しており、申立人と同様、E共済組合の組合員となった同僚5人（申立人が記憶している同僚を含む。）の記録を確認したところ、全員が同共済組合の資格取得日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和35年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を昭和35年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格喪失日に係る記録を昭和28年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月11日から同年11月27日まで

昭和28年初めから同年11月末まで、船乗りとしてA丸に乗船していた。毎年7月以降は鰹漁の最盛期であり、乗船していなかったとは考えられない。一緒に乗っていた同僚は記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納得がいかないので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A丸と一緒に乗船していたと主張する同僚に照会したところ、複数の同僚が「申立人と一緒に、昭和28年1月2日から同年11月末までA丸に乗船していた。申立人が先に下船したことは無い。」と供述している上、申立人が供述している当時の状況は具体的で、申立人が申立期間に同船に乗船していたことが推認できる。

また、申立人及び申立期間に船員保険被保険者であった同僚が供述している申立期間当時のA丸の乗組員数と同船の船員保険被保険者名簿の被保険者数がほぼ一致するため、同船において、全ての乗組員が船員保険の被保険者資格を取得していたと考えられる上、申立期間以前から申立人と共に乗船していた同僚は、昭和28年11月27日まで船員保険の被保険者期間となることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A丸における

船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA丸における昭和 28 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで
年金事務所に記録されている標準報酬月額と給与支払明細書の支給金額に相違があるため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の申立人の報酬月額の届出誤りを認めており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の内容がオンライン記録と一致していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出がなされ、その結果、社会保険事務所は、申立期間について、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成19年12月10日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金事務所の厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
婚姻とともに A 市に転居し、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、国民年金保険料は、2、3 か月に 1 度、集金に来てもらっていた。保険料を納付すると、カードに領収の印を押してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に係る戸籍謄本及びその附票から、申立人が、昭和 37 年 2 月 * 日に婚姻していること、及び同年 1 月 6 日に A 市の住民登録を行ったことが確認できることから、申立期間のうち 36 年 4 月から同年 12 月までの期間は、婚姻前、かつ、その両親らと同居していた期間となることから、申立人は、婚姻前の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、「兄の保険料が納付済みであれば、両親は私の保険料も一緒に納付してくれていたのではないか。」としているが、申立人の兄の当該期間を含む 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料については、47 年 6 月に第 1 回特例納付により遡及納付されたものであることから、遡及納付されるまでは、当該期間に係るその兄の保険料は未納であったと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻を契機として A 市に居住し、その際、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 45 年 12 月から 46 年 2 月にかけて払い出されたものとみられ、申立人及び申立人の記号番号と連番であるその妻に係る同市の国民年金被保険者名簿には、いずれにも「受付年月日 46. 2. 3」と記載されていることから、申立人及びその妻の

国民年金加入手続は46年2月頃に行われたものと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間を含め、国民年金加入期間については、定期的に国民年金保険料を納付しており、遡及納付した記憶は無いとしているが、申立人及びその妻の上記国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳から、申立人及びその妻共に、昭和46年3月に43年4月から44年12月までの期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付により、46年4月に45年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付により、それぞれ遡及納付していることが確認でき、申立内容に不合理な点も見受けられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月まで
家族の国民年金保険料は父親が納付しており、私の保険料についても、申立期間を含めて、父親が納付していた。母親の保険料について領収書が残っているので、私の分だけを納付していないということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間は昭和 48 年 5 月 2 日から 51 年 4 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間と 52 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるが、オンライン記録によると、申立期間は平成 7 年 3 月に国民年金の加入期間として追加されたものであり、このことを前提にすると、同年同月に加入記録が追加されるまでは、申立期間は未加入期間であったと考えられる上、加入記録が追加された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿共に、昭和 48 年 5 月 2 日に国民年金被保険者資格を喪失後、53 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得した旨記載されており、申立期間は未加入期間となっている上、当該資格喪失及び再取得年月日が、上述の厚生年金保険に係る被保険者資格取得及び喪失年月日と一致していることや、当該国民年金被保険者名簿には、「資格喪失年月日 48. 5. 2」の記載と並んで、申立人

の厚生年金保険記号番号が記載されていることなどを踏まえると、申立人は、48年5月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機として国民年金被保険者資格を喪失後、53年4月1日に被保険者資格を再取得するまで、国民年金に加入していなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から48年3月まで

申立期間は、家族全員で自営業をしていた時期であり、同居していた家族は国民年金保険料を納付しているのに、私の保険料だけが未納となっていることは納付できない。国民年金の加入手続は父親が行い、保険料は母親が集金人に支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年同月に行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、同居していた家族の国民年金保険料は納付済みであるため、自身の保険料についても同様に納付されているはずであるとしているが、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の家族の保険料納付状況をみると、申立人の弟について、昭和42年*月に20歳到達後、43年10月1日から47年4月1日までは厚生年金保険に加入しているところ、その国民年金手帳記号番号は49年3月に払い出されており、42年*月から43年9月までは国民年金の未加入期間となっている上、遡及して国

民年金被保険者資格を取得した47年4月以降の加入期間についても、同年同月から48年3月までの保険料は未納となっていることから、申立期間当時、申立人の同居家族について、必ずしも適切に国民年金加入手続及び保険料納付が行われていなかった状況が見受けられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 60 年 1 月 26 日まで
申立期間当時のA社では、月 16 万円ほどもらっていたので、申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額と申立期間当時に支給されていた報酬額が相違していると申し立てている。

しかし、A社に照会したところ、「当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」との回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、A社において申立人と同時期に被保険者資格を取得した同僚5人のオンライン記録の標準報酬月額について調査したところ、申立人と同額又は申立人より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、そのうちの同僚一人は、「会社と労働組合が話し合い、標準報酬月額を低額にしたという話を聞いたことがあるが、保険料の控除額は覚えていない。」と供述している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月から33年9月まで

年金事務所の記録では、A社で働いていた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、雇われていないはずのB社の記録がある。私と一緒に働いていた義兄にはA社での厚生年金保険の被保険者記録があると聞いているので、申立期間について、同社の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上司の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社については昭和28年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人と一緒に仕事をしていたとする義兄については、申立期間にA社での被保険者記録は無く、申立人と同じ期間にB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人がB社で厚生年金保険の被保険者記録のある同時期に勤務していた同僚に照会したところ、「申立人及び申立人の義兄を知っている。同じ船に乗って漁をしていた。」旨の回答があった。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立期間当時の状況について供述などを得ることはでき

なかった。

このほか、申立人の申立事業所での申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から30年2月1日まで

私は、確かな時期は覚えていないが、A社（現在は、B社）に勤務していたので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は昭和28年6月1日であり、申立期間のうち、27年6月1日から28年6月1日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記同僚に照会したところ、申立期間当時、A社に40人から50人の従業員が勤務していたと供述している上、申立人も、同社に30人くらい従業員が勤務していたと供述していること、及び同社が適用事業所となった昭和28年6月1日に厚生年金保険の被保険者となった者は事業主を含めて5人であり、30年12月31日までに厚生年金保険の被保険者となった者は18人であることから、申立期間当時、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、B社に照会したところ、「当時の事務担当者は現在80歳過ぎの高齢者であり、当時のことは分からない。」との回答があり、申立人の申立期

間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1449（事案 630 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月31日まで

前回申立てにおいて、昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間についても学徒動員の期間であるとの判断であったが、上級課程に進級したのであれば修了証書をもっているはずであるところ、そうしたものはもらっていない。また、同年4月以降は学費を払っていない上、会社から70円の給料をもらっていたので、申立期間について、もう一度調査し、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は昭和20年3月にA校を卒業後の同年4月から8月までは勤労働員学徒でなかったと主張しているところ、同校からB社に勤労働員学徒として勤務していた複数の同僚の供述及び「学制百年史」に19年12月には中等学校卒業者の勤労働員継続の措置が決まり、翌年3月卒業後も引き続いて学徒勤労を継続させる旨の記述があることを踏まえると、申立人は同年4月から8月までにおいても同社に勤労働員学徒として勤務していたと推認されること、ii) 勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされていること、iii) 申立人が提出したA校の同窓会名簿により連絡先が判明し、申立人と同様に同校からB社に勤労働員学徒として勤務していたと供述している同僚8人について、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が無い上、そのうち5人から「当該事業所からは給料をもらっていなかった。」との供述があったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でな

いとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間について、「上級課程に進級していないし、会社からは70円の給料をもらっていた。」と主張しているが、これを確認できる関連資料は見当たらない上、申立人から提出されたA校同窓会名簿に記載されている同僚の住所とオンライン記録の住所が一致した35人について、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が無く、当該同僚の一人は、「会社と学校から専門学校を卒業した資格を与えるので、残って仕事をしてほしいと言われたため、昭和20年4月から終戦まで働いたが、当該事業所からは給料をもらっていなかった。また、専門学校の話は終戦と共に消えた。」と供述している。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 7 月 27 日から 19 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に船員保険の年金加入期間を照会したところ、昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 16 日までの期間の加入記録しかなく、申立期間が空白となっている。A 省発行の履歴書には、B 丸に 17 年 7 月 27 日から 20 年 8 月 31 日まで海軍軍属として勤務していたことが記載されている。申立期間について、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 省発行の申立人の履歴書の記録から、申立人が昭和 17 年 7 月 27 日から 20 年 8 月 31 日まで B 丸に乗船し、国から給与が支払われる海軍甲船員であったことが確認できる。

しかしながら、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件(昭和 19 年 7 月 3 日 保発第 407 号)」において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、昭和 19 年 4 月 1 日から船員保険の被保険者とする旨が記載されている。

また、申立人が当時の元同僚として氏名を挙げた者も、申立期間において船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間に実父が既に働いていたA事業所のB事務所で働き、同事務所が戦災で焼失後は、同事業所C事務所で働いた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初、A事業所B事務所が管轄していたD事務所において、申立人より前から勤務していた実父と一緒に働き、同事務所が戦災により焼失した後は、同事業所C事務所で勤務したと申し立てており、申立人から氏名の挙げた同僚の供述により、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は無い上、事業所台帳では、同事業所C事務所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は昭和 24 年 7 月 25 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、E事業所に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」との回答があった。

さらに、申立人は、当該事業所で勤務していたことを証明できる者として複数の者の氏名及び連絡先を挙げているが、当該関係者からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 11 日から 53 年 1 月 1 日まで
A社の給与明細書が出てきたので申し立てた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA社の給与明細書を所持しており、昭和 52 年 12 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人より提出された給与明細書を確認したところ、社会保険料の控除額から、申立期間以外に支給された給与の明細書であることが推認できる。

また、申立人とほぼ同時期に資格喪失している複数の同僚から、「申立期間当時、親会社が倒産しており、その際にA社の従業員は全員退職した。」との供述があった上、申立人自身も、そのことについて認める供述をしている。

さらに、A社は、平成 8 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した当時の代表取締役役に照会したところ、「当時の資料は全て処理してしまったため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」との回答があり、厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人の雇用保険記録について確認したところ、昭和 52 年 7 月 20 日に離職し、その翌日に離職票が交付されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。